

償却資産の申告に関するQ & A

1	初めて申告書が送られてきましたが、どうすればよいですか。	店舗や工場、アパート等を新築された方には、申し出がなくても、償却資産の申告書を送付しています。土地・家屋以外に事業用資産（償却資産）をお持ちの場合は、「申告の手引き」をご参照いただき、申告書を提出してください。 なお、該当する資産がない場合も、その旨を記載して、提出してください。
2	資産の内容が昨年と変更がなくても、申告しなければならないのですか。	地方税法により、償却資産の所有者は毎年1月31日までに当該資産の所在地の市町村長に申告書を提出していただくことになっています。資産の増減がない場合であっても、必ず提出してください。
3	昨年、飲食店を開業しました。どのようなものを償却資産として申告する必要がありますか。	例えば、看板、レジスター、エアコン、テレビ、冷蔵庫、各種厨房機器、テーブル、椅子などが対象となります。
4	昨年、アパート経営を始めました。どのようなものを償却資産として申告する必要がありますか。	例えば、フェンス、塀、自転車置き場、駐車場のアスファルト舗装、外灯、などがあります。なお、アパートの建物本体は家屋として課税されますので、償却資産の対象にはなりません。
5	毎年、税務署に確定申告をしているのに、なぜ償却資産の申告が必要なのですか。	税務署に提出されている書類は、国税（所得税など）の計算のためのものであり、償却資産の申告は市税である固定資産税の計算に必要なものです。 確定申告における減価償却費の内容の一部などが、償却資産として申告が必要となりますので、税務署への提出とは別に申告してください。
6	耐用年数を経過し、減価償却が終わった償却資産も申告が必要ですか。	減価償却済となった資産でも、取得価格の5%が評価額の最低限度額として残ります。その資産が事業の用に供することができる状態にある限り、償却資産として申告が必要です。
7	リース資産の申告はどうすればよいですか。	通常の賃貸借契約（期間満了時に回収）によるリースについては、資産を貸している方が申告していただくことになります。 売買のような契約（期間満了後に使用者の所有物となる）によるリースについては、借りている方が申告していただくことになります。
8	トラクターやフォークリフトなどは、償却資産の対象となりますか。	トラクターやフォークリフト、コンバインなどについては、規格により「軽自動車の課税客体である小型特殊自動車に該当する場合」と、「償却資産の課税客体である大型特殊自動車」に該当する場合とに区別されます。自動車税、軽自動車税の課税客体となっているものは償却資産の申告対象とはなりません。